

本人調書

(この調書は、第10回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	令和2年(行ウ)第71号
期日	令和6年2月13日 午前10時30分
氏名	堀省一
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上

せん  
宣

せい  
誓

りょうしん したが しんじつ の  
良心に従って、真実を述べ

なにごと かく なにごと  
何事も隠さず、また何事も

つ くわ ちか  
付け加えないことを誓います。

堀

省

原本番号 令和6年民第12号の3

速記録 (令和6年2月13日 第10回口頭弁論)

事件番号 令和2年(行ウ)第71号

原告本人氏名 堀 省 一

原告ら代理人 (田崎)

甲C第28号証を示す

この陳述書は、あなたのお話を私のほうでまとめて、あなたに確認してもらったものに署名押印してもらったということで間違いないですか。

はい。

あなたは神戸市相手の公害調停の申請人の1人でもありましたよね。

はい。

今日は甲B22号証の確認書の話を中心にメインでお聞きするんですけども、ちょっと前提から聞きますね。一方で、天神町3・4・5丁目自治会の自治会長もされておられましたよね。

はい。

いつからいつまでされておられたか覚えてますか。

平成11年から約5年間です。

平成11年から16年ぐらいということですかね。

はい。

当時、須磨多聞線の問題については、自治会と調停団があったと思うんですけども、この両者はどういった関係で進んでましたか。

非常に大きな問題ですので、とても私のところの自治会単独で取り組むということは非常に難しいので、当時、基本的な意見が一致する調停団との連絡調整をして、いろんなことに対処をするということは自治会の総会でも議決をしておりますので、まあ、そういう関係ですね。

両者密接に連携してということですかね。

はい。

甲B22号証の確認書の話の前になるんですけども、この確認書の前に、中央幹線天神町部分の歩道整備の話というのが出てきましたよね。

はい。

大体どのぐらいの時期のことか覚えてますか。

平成12年の夏頃だったと思いますが、当時工務課の係長であった安福さんが私の自宅に訪ねてきて、で、図面も持参されておりましたが、当初の計画どおり、中央幹線4車線の計画で、まず歩道部分から着工するという通知を受けました。

4車線前提の建設っていうのに対してはどう答えられたんですか。

もう、もちろん自治会としても総会等で反対をするという議決をしておりますので、私としては、説明を受けても、当然それを受けることはできないという返事をしました。で、安福さんはそのまま何も言わずに帰られましたが、当自治会にとってみると非常に重大な問題なので、すぐに調停団の宗岡事務局長にこの旨があったことを連絡をしました。

で、その後は、堀さんか宗岡さんから神戸市側に連絡したんですかね。

うん、宗岡さんが当時の坂東課長に連絡をして、この提案は受け入れられないという抗議をしたということは聞いています。

その宗岡さんの抗議があった後、神戸市の対応というのはどういったものでしたか。

それで、そのときに坂東課長が、歩道については北側10m、南側10mで建設するというにしてみてもいいという、そういう提案があったので、それならば全く話にできないということもないので、じゃあ一度話し合いませんかということで、宗岡さん宅で、私と宗岡さんと坂東課長で会いました。で、そのときに、坂東課長に宗岡さんと私

が、これ、10m、10mということは、これ、4車できへんねと。これ2車なんかというふうに確認をしたら、そうだと。で、2車で建設するということについては上にも通してきたというふうに言われました。で、そういう提案を神戸市さんが考えておられるならば、話長くなりますからはしよりますけど、当時の買収の跡地は大変ひどい状況で、治安も非常に悪いというような状況があったので、私としても、このままでは駄目であろうという判断がありましたので、じゃあ、まあ具体的に話を詰めていきましようかということで、一応そのときは合意をしました。で、そのときに坂東さんが、今何か法律変わったそうですけど、都市計画法、私が法的にそれ問題ないかと質問をしたら、都市計画決定というのは、道路は起点と終点、それから道路の幅員、それさえ変更しなければ、中は2車線にしようが10車線にしようが、それは法的には全く問題ないという説明を受けましたので、私は正直、そのときにびっくりしました。へえ、そうなんかと思いました。が、当時の法律では、どうもそうであったようです。

で、その坂東課長との話合いの後、当然、堀さんとしては自治会にその話を持ち帰って、自治会内で議論しますよね。

はい。

自治会内ではどういった議論がありましたか。

午前中の尋問でもありましたが、震災前の区画整理から始まって、我々住民には根強い神戸市不信があります。したがって、神戸市は2車線でいいというふうに言ったとしても、それを私が提案をして、果たして住民の皆さんがそれを受け入れてくれるか、これは非常に難しい問題だなというふうに思いました。だけど、先ほど申し上げたように、これを機会に本当に神戸市さんと住民が協働のまちづくりができるのであれば、これはやっぱり話は進めるべきかなあという判断をしまし

たので、自治会に戻りまして、結論から申し上げますと臨時総会を開いて、住民の約80、ちょっと具体的な数字は忘れましたが、80%から90%の住民の賛成を得て、取り組むというふうに結論を出しました。それから神戸市さんが、神戸市さんからその提案をするのは非常に難しいところもあるので、住民の側から提案をして、それを神戸市が受け入れるという形にしてほしいという提案もあったので、それならばやりましょうと。その代わりに、基本設計から、まあ、詳細設計はこれ専門的ですのでできないでしょうけど、基本設計から、全てのことについて、一応住民を信頼して任せてほしいと。コンサルの選び方、ワークショップ、実際にもう5回も6回もやりましたが、ワークショップの運営方法等任せてほしいということをお願いをしたら、それは基本的にいいだろうと。で、あからさまに、経費掛かりますので、経費は神戸市さんで見てくださいかと申し上げたら、それはもちろんだということで計画を進めていったと、こういうことです。

甲B第22号証を示す

確認書を示します。前提としてこの中身を確認したいんですけど、もともと自治会内の恒久整備案・基本構想という文書があるんですかね、ここに記載されているように。

はい。

これに対して、本文3行目からですけども、「道路等の形状を変更する必要が生じたときは、事前に当自治会と話し合いを行い、理解と協力を得ることとする」という文言が文書としてはある。

はい。

これについて、その次の行からですけども、「『本案が実施され整備が完成した後は、当自治会と事前協議を行い同意を得ることなしに、道路等の形状を変更しないこと』と解釈する」という言葉があります。この確認書が、

今先ほどちょっと堀さんのお話の中で、作成された経緯というのはどういったものだったんでしょうか。

失礼な言い方しますが、今の工務課さんではそんなことされていないかと思いますが、当時の工務課さんと自治会との関係は非常に良好で、常に話合いと協議をして、そして、何か重大な住民に大きな影響を及ぼす決定事項があり、それを文書にするときは、その文書表現についても協議をしました。で、神戸市さんから、これでどうですかと。で、私たちのほうが、いや、これはちょっとまずいでというのが、そこに書いてある理解と協力。で、理解と協力というこの文言では非常に抽象的で、分からないと。もう有り体に申し上げると、これをどういうふうに解釈されるか分からないという強い不満が住民にありましたので、我々としては、じゃあ、一応そういう文言を使ったとしても、その意味は、そこに書いてありますように、住民との事前協議、それから同意、これを意味するんだという確認書を、そこで坂東課長と私の間で交わしたと、そういう経緯です。

甲B第23号証を示す

これは当時の神戸市笹山市長による文章で、下から3行目、ここでは「ご理解とご協力を得て実施します」とあります。この文書自体は平成13年2月23日付けになっているんですけども、この文章の原案というのは、もう事前に堀さんのほうに出されてたということですか。

それを、先ほど申し上げたように協議をしたということですか。

この文書となる原案を基にこの確認書を作ったと。

はい。

時系列としてはちょっと前後しているんですけども、文書の確認書における解釈というのはこの文書のとおりだということですか。

はい。

先ほど、甲B22号証のほうでは事前協議、同意っていうのが出てきましたけども、その対象として、道路等の形状を変更しないことというのがあるんですけども、ここの言葉の意味、道路等の形状っていうのはどういったものを考えてたんですか。

道路など、等の意味は、単に、懸案になっている2車線、4車線という問題ではなくて、一番大きな観点からいうと景観も入るでしょうし、それから道路近辺に植えられる植栽、それから石組み、それから舗装の材料、色、それから街灯の形、そういう全てのものが入るといって、そういうふうに解釈をしました。

そういう話は坂東課長ともされておられたんですか。

もちろんしております。

基本設計を作るに当たって、住民の中ではどういった取りまとめをしていったんでしょうか。

先ほど申し上げたように、大体その案の骨子ができた段階まで、ワークショップを、6回か7回だったと思いますが、コンサルの方をお願いをして開きました。子供の視点が大事だということで、小学生を入れたり、それから、バリアフリーをやるために、もう今ないですけど、当時ピーターハウスという身体障害者の方の作業所がありましたから、そこから何人かの方を派遣していただいて、本当に障害のある方の目から見たバリアフリーというようなこともやりながらワークショップをやりました。

基本設計の作成にはどのぐらい時間が掛かったでしょうか。

1年ちょっとだと思います。

それを神戸市側に提出して、神戸市側がそのとおりに進めてくれたということですかね。

はい。



甲B第25号証を示す

誓約書を示します。これは当時の工務課長、宮崎課長が、堀さんが自治会長を辞められた後だと思えるんですけども、当時の小畑自治会長に宛てた平成18年1月8日付けの書面です。この書面は御存じですか。

はい、知ってます。

これはどういった経緯で作成されたんでしょうか。

離宮道と中央幹線の交差点の北西のところの道路形状を変更したという事案です。で、これは当初神戸市さんの担当者から説明があったようですが、後ほど、その説明に間違いがあったということが分かりまして、お隣の東部自治会さんにも問合せをした結果、間違いであるということが確認できたので、間違いを前提とした協議を行ったので、これは全く無意味ですから、そういうことがないようにということと、協議をやり直すべきであるという、そういう申入れをしたと思います。これに対して神戸市さんから返ってきたのがこの誓約書で、神戸市さんが非を認めていただいて、形状変更した箇所については全面に原状回復をしてもらったと、そういう経緯です。

甲B22号証で約束されている事前の協議がされてないじゃないかということ。

そういうことですね。

神戸市がその非を認めたということですね。

はい。

私のほうから質問は以上になるんですけど、最後に、この裁判の中で裁判所や神戸市側におっしゃりたいことがあればおっしゃってください。

神戸市さんがあのときに決断をされたことは、私は今でも英断だと思っています。すばらしい判断だと思います。で、私は、あのときに、本当の意味で住民と行政との協働のまちづくりをやれたなど今でも思

っています。そして、あの当時の坂東課長さんをはじめ、たくさんの神戸市の担当者の方は本当に努力をされたと思います。まあ、ある場面では住民と上層部との間に立って、非常に大変な目をされたと思います。で、我々は我々で、非常に合意を作るのに苦労しました。で、私は幸いなことに言われませんでしたけど、当時の副会長やほかの幹部のところには嫌がらせの電話もかかってきました。裏切り者とか、おまえ神戸市から何ぼもろたんやとか、そういう電話も何本かあって、電話番号を変えなければならぬような人もおりました。でも、我々住民は一生懸命頑張りました。だから、この道路の成果は神戸市さんと我々住民の本当の協働の成果だと今でも思っています。だから、もしもこの成果を神戸市が否定するのであれば、これは、あなた方神戸市の先輩たちが汗水垂らして働いた成果を全て否定するんですよ。そして、我々住民が本当に汗水垂らしてやった成果も否定するんですよ。行政は本当にこれでいいんですか。もしも、あのときの考え方、態度を、今でも神戸市さんが続けていけば、神戸市行政は日本一になりますよ。だから、それは私はここで訴えたいと思います。どうか、裁判長には、この私の意を酌んでいただければ非常に有り難いと思っています。以上です。

被告代理人（山本）

まず先ほど来お話が上がっております確認書、甲B22号証ですけれども、こちらに署名されたのは、堀さんと、当時の神戸市都市計画局工務課長ということですよ。

はい、そうです。

神戸市長の署名押印はありませんよね。はいかいいえで答えてください。

それにはないということ？

いや、確認書に神戸市長の署名押印があるかどうかを。

ない。

確認書に文書番号はありませんよね。

ないね。

あなたは確認書が市の内部で決裁されたことを証明するようなものを見たことはありませんよね。

ない。

先ほど、この確認書とか甲C9号証の基本構想案のところ、あなた御自身お一人で判断できないので臨時総会で諮りましたということをお聞きしたんですけれども、基本構想案の冒頭を見ますと、平成13年2月18日の臨時総会の場で基本構想案を決定されたと記載されておるんですけれども、そのほかに、この確認書とか基本構想案について臨時総会を開催されたことはありますか。

それ1回ですね、そのことに関してはね。

この平成13年2月18日の臨時総会1回限りということですか。

はい。

この基本構想案、甲C9号証で提案されている中央幹線の構想案ですけれども、「2車線で、緑とうるおいのある道」という表現になっていますね。

はい。

第5項に、「道路等の形状を変更する必要があるときは、事前に当自治会と話し合いを行い、理解と協力を得ることとする」と記載がありますがけれども、当自治会の同意がなければ道路等の形状を変更しないとは記載されていませんよね。はいかいいえでお答えください。

客観的事実はそうやね。

続いて、この市長からの回答書、甲B23号証についてお聞きしますけれども、こちらの内容は天神町3・4・5丁目自治会内の中央幹線について、2車線で、緑とうるおいのある道として整備することを検討するという意味で

すよね。

もう一回言うてください。

2車線で、緑とうるおいのある道として天神町3・4・5丁目自治会内の中央幹線を整備することを検討するという内容ですよね。

内容、ちょっと質問の意味が。

質問変えますね。

質問の意味がよく分からないから、分かるように言うてください。

甲B第23号証を示す

天神町3・4・5丁目の自治会の皆様から頂いた別紙、天神町3・4・5丁目自治会内中央幹線恒久整備案・基本構想につきましてということで、こちらには恒久整備案という表題があるんですけども、こちらのその下が市長からの回答書なんですけれども。

いや、これは全体が回答書でしょう。

すいません、そこについてはちょっと質問を変えますね。「別紙要望書①について」のところの3行目ですけれども、「提案のあった「2車線で、緑とうるおいのある道」という案については、今後、整備案の一つとして早急に検討いたします」と記載されていますね。

はい。

恒久整備案として検討するという文言が、この別紙要望書①について、以下にはないですよね。

は？

結構です。

ちょっとよく分からない。

甲B23号証をもう一度示します。こちらの最後の「別紙要望書⑤について」のところの2行目ですけれども、これがこの書面の結びになるんですが、「ご理解とご協力を得て実施します」という言葉で結ばれていますね。

はい。

被告代理人（藤原）

あなたは最初の公害調停のほうに、最初申請人として加わっていたということなんですけれども、申請当時から、あなた自身も公害調停の期日には参加されてたっていうことなんですかね。

いや、仕事の関係で、必ずしも全部に参加はしていません。  
全39回のうち何回ぐらい。

2回ぐらいだと思います。

それは会長になられてからですか。会長のときですか、会長以外るとき。

会長になる前が1回、会長になってからが1回。

あなたは、その公害調停とかで、何か自治会として発言とかされたことがありますかね。

いや、会長としては発言できません。

そしたら、申請人として発言されたことは。

ありません。自治会の会議ではありません。

神戸地方裁判所

裁判所速記官

大 段 智 子

